

重要事項説明書別紙 訪問介護サービス料金

令和6年6月1日適用

【7級地用】

当社が提供する訪問介護サービスの利用料および、お客様にご負担頂く金額は次の通りです。
尚、この金額は公的介護保険の法定利用料に基づくものであり、別途、介護職員処遇改善加算分が必要となります。

【料金表】（上段：負担割合1割のお客様の料金、下段（ ）内：介護給付費単位数）

サービスの種類	時間帯	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 30分毎加算
身体介護 中心型	通常時間帯 午前8時～午後6時	250円 (244単位)	396円 (387単位)	579円 (567単位)	84円 (82単位)
	早朝・夜間帯 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	312円 (305単位)	495円 (484単位)	724円 (709単位)	105円 (102単位)
	深夜帯 午後10時～午前6時	374円 (366単位)	594円 (581単位)	869円 (851単位)	126円 (123単位)
サービスの種類	時間帯	---	20分以上 45分未満	45分以上	---
生活援助 中心型	通常時間帯 午前8時～午後6時	---	183円 (179単位)	225円 (220単位)	---
	早朝・夜間帯 午前6時～午前8時 午後6時～午後10時	---	229円 (224単位)	281円 (275単位)	---
	深夜帯 午後10時～午前6時	---	275円 (269単位)	337円 (330単位)	---
通院等乗降介助	通常時間帯 午前8時～午後6時	1回99円 (97単位) ※通常時間帯以外の場合は加算があります			

備考：以下 介護保険法 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づいて記載しております。

・生活援助を算定する場合

生活援助を算定する場合については、単身の世帯に属する利用者若しくは親族と同居している利用者であって当該親族等の障害、疾病等の理由により、利用者又は親族等が家事を行なうことが困難であるものに対して、サービスを行なうこととする。（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる要介護者等に対して行なうもの）

・1回の訪問で「身体介護」と「生活援助」が混在する場合

身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行なったとき、所要時間が20分以上45分未満であった場合には65単位を、45分以上1時間10分未満であった場合には130単位を、1時間10分以上であった場合には195単位を所定単位数に加算する。

例) 身体介護30分未満(244単位) + 生活援助45分未満(65単位) = 身体1生活1(309単位)

・2人のホームヘルパーが共同でサービスを行う必要がある場合

お客様の同意の上で所定単位の100分の200に相当する単位数を算定します。

・初回加算 200単位/月

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

・緊急時訪問介護加算 100単位/回

利用者や家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めるときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない身体介護を行った場合

※本表は代表的なサービスの単位数を記したものです。本表及び以下備考に記載の無いサービスの単位については、当社の事業所のサービス提供責任者にお問合わせ下さい。

注)実際の料金は、1ヶ月間にご利用されたサービスの介護給付費単位数の合計に、介護職員処遇改善加算単位数(介護給付費単位数合計の22.4%)を加算した総単位数に対し、介護給付費1単位に対する単価10.21円を乗じ、1円未満を切り捨てた金額となります。詳しくは下記の計算方法をご参照願います。

料金の計算方法

1ヶ月間に【身体介護通常時間帯30分未満 244単位】を30回、【身体介護早朝・夜間帯30分未満 305単位】を4回ご利用された場合の料金は以下のとおりです。

①1ヶ月間にご利用されたサービスの介護給付費単位数を集計します。

$$244\text{単位} \times 30\text{回} + 305\text{単位} \times 4\text{回} = 8,540\text{単位}$$

②介護職員処遇改善加算の単位数を計算します。(小数以下四捨五入)

$$\text{介護職員処遇改善加算 } 8,540\text{単位} \times 22.4\% = 1,913\text{単位}$$

③前2項の合計単位数に、厚生労働大臣が定める単価(介護給付費1単位に対する単価10.21円)を乗じた金額を計算します。これは介護保険による給付金額を含めたサービス利用料全額です。(1円未満切り捨て)

$$(8,540\text{単位} + 1,913\text{単位}) \times 10.21\text{円} = 106,725\text{円}$$

④公的介護保険の適用を受ける場合のお客様のご負担額を計算します。負担割合が1割の場合、残りの9割が介護保険による給付(1円未満切り捨て)となり、これを差し引いた額をご負担頂きます。

$$106,725\text{円} - (106,725\text{円} \times 9\text{割}) = 10,673\text{円} \text{【ご負担額】}$$

※ 公的介護保険の適用がある場合には、消費税は非課税です。

※ お客様の負担割合は、諸条件により1割以外(2割又は3割)となる場合があります。

※ お客様が要介護認定を受けていない場合または居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料全額をお支払い頂きます。(要介護認定後または居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が公的介護保険からお客様へ直接払戻されます。(償還払い))

サービスの種類の区分について

訪問介護サービスの料金は、身体介護が中心である「身体介護中心型」と、家事援助が中心となる「生活援助中心型」の2種類に区分されます。1回の訪問で「身体介護」と「生活援助」が混在する場合は、「身体介護中心型〇〇分・生活援助中心型〇〇分」のように同時に表記される場合があります。

「身体介護中心型」 専ら身体介護を行う場合、又は主として、「生活介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の家事援助を行う場合

「生活援助中心型」 専ら家事援助を行う場合
家事援助に伴い、若干の「動作介護」を行う場合

年 月 日